

第5回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和8年8月6日（木曜日）午後1時05分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井2－6－41
ピュアリティまきび 3階橘
- 3 出席者

公益代表委員	片 山 裕 之 西 田 和 弘 長谷川 珠 子
労働者代表委員	櫻 井 正 巳 高 山 伸 男 村 上 達 哉
使用者代表委員	石 黒 和 之 鶴 海 元 西 谷 治 朗
事務局 労働基準部長	佐 藤 明 士
賃 金 室 長	宮 本 洋 子
賃 金 指 導 官	森 井 顕 二
労災補償監察官	木 村 弘 之
監 察 監 督 官	金 武 邦 洋

4 議 事

森井指導官

ただ今から、第5回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。
参加者の皆様におかれましては、スマートフォン等音の出る電子機器等については、電源を切るか、マナーモードに設定いただきますようお願いいたします。

定足数について報告いたします。本日は、委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます議題について説明申し上げます。

(1) 岡山県最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長よろしくをお願いいたします。

片山部会長

皆様、本日も御苦勞様です。

それでは、第5回岡山県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆様の忌憚のないご意見をいただく必要があると考えますので非公開といたします。

本日までの他局の金額改定状況につきまして、情報があれば事務局より情報提供をお願いします。

宮本室長

昨日4局の結審状況をご報告いたしました。それ以降結審しました局の状況をご報告いたします。

Aランク埼玉局、1,196円、プラス55円、目安＋1円 法定発効
Aランク大阪局、1,231円、プラス54円、目安通り 法定発効
Bランク三重局、1,143円、プラス56円、目安通り 法定発効
Aランク千葉局、1,195円、プラス55円、目安＋1円 法定発効
Aランク東京局、1,280円、プラス54円、目安通り 法定発効
Aランク愛知局、1,195円、プラス55円、目安＋1円 法定発効
Bランク宮城局、1,098円、プラス60円、目安＋4円 法定発効
Bランク香川局、1,092円、プラス56円、目安通り 法定発効
Bランク新潟局、1,108円、プラス58円、目安＋2円 法定発効
Bランク栃木局、1,125円、プラス57円、目安＋1円 法定発効
Bランク富山局、1,119円、プラス57円、目安＋1円 法定発効
以上です。

片山部会長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました他局の金額改定状況も参考としていただきたいと思います。

片山部会長 それでは、まず確認ですが、昨日の第4回専門部会において、労側は58円、使側からは56円の提示をいただいております。その後提示いただいた金額の変更はございませんでしょうか。

(労使委員、変更なしとの声あり)

片山部会長 これ以上の歩み寄りが難しいということであれば、公益の判断に委ねるということによろしいでしょうか。

(労使委員より同意する旨の声あり)

片山部会長 それでは、公益委員としての見解をお示ししたいと思いますが、その前に公益委員で協議をいたしますので、労側、使側委員の皆さん、しばらく退室をお願いします。また、傍聴人、報道機関の皆様も退室をお願いいたします。

(労使委員、控室に移動)

(傍聴人、報道機関退室)

(公益委員協議終了後、労使委員、傍聴人、報道機関入室)

片山部会長 長らくお待たせいたしました。それでは全体会議を再開します。ここで公益委員としての見解をお示ししたいと思いますので、事務局より公益見解による岡山県最低賃金改定を配布してください。

(事務局、「公益見解による岡山県最低賃金改定」を配布)

片山部会長 それでは公益委員としての見解をお示しいたします。
公益見解による岡山県最低賃金改定 令和8年8月6日
現行額 時間額 1,047円
改定後額 時間額 1,104円
引上げ額 57円
引上げ率 5.44%
発効予定日 法定どおり
公益見解の根拠を説明させていただきます。

中央最低賃金審議会においては、昨年に比べ消費者物価上昇率が鈍化していること、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に続き高い水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金

支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることなど、法定3要素をはじめ各種指標を総合的に検討、Bランク56円という目安額が示されました。

岡山県最低賃金専門部会においては、昨年に引き続き大きな伸びを示した今春闘状況、生計費、経済概況など様々な要素に基づき検討した結果、岡山県においても中賃から示された56円を基準とすることは妥当であると判断いたしました。

そのうえで、労使双方の歩み寄りによる57円が妥当と判断いたしました。

ただいまの公益見解について、異議はございますでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

ただいまの公益見解に賛成をいただき、全会一致で結論を得ることができました。この結論を会長あて報告したいと思います。

そこで報告文の作成にあたってお諮りしたいと思います。昨年同様、この専門部会において取りまとめられました最低賃金額の引上げにおいて、政府に対する要望などを付記し、報告書を作成したいと思います。

内容としては、生産性向上・経営支援のための業務改善助成金をはじめとした各種助成金を多くの事業者が利用しやすいものとすることや、早期交付決定に向けた体制整備を図ること。価格転嫁・取引適正化の徹底に向けて、様々な取組みを強力に実行すること。年収の壁、社会保険に関する壁に関して、新たな制度設計、支援強化パッケージにより事業者や労働者に負担をかけず、さらなる取組支援を充実させること。これらを踏まえた附帯事項を考えています。よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

ありがとうございました。皆さんの賛同をいただきましたので、意見を付議した報告書を作成することとします。文面については、公益委員に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

また、先ほども読み上げましたが、効力発生の日は法定発効日としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

それでは、事務局で報告文（案）の準備をしてください。
準備ができるまで 20 分ほど休会いたします。
傍聴人、報道機関の方は一旦退室をお願いします。再開の際には改めてご案内いたします。

(休会)

片山部会長

それでは、再開いたします。
先ほど、皆さんの御賛同をいただき、全会一致で結論を得ることが出来ました。
事務局で報告文（案）を用意してください。

(事務局で報告文（案）を準備し、配布)

片山部会長

事務局で報告文（案）を読み上げてください。

宮本室長

報告文（案）を代読いたします。

(報告文（案）の読み上げ)

片山部会長

ただ今の報告文（案）について、何か御意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。附帯事項につきましても、よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長

それでは、確認されましたので報告文（案）の案を取りまして、この後に開催する第 522 回岡山地方最低賃金審議会において、報告することといたします。

また、7 月 30 日の第 521 回審議会において、全会一致の場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することとされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。なお、答申文につきましても、この後開催の第 522 回岡山地方最低賃金審議会において確認の上、岡山労働局長あてお渡しすることといたします。

お忙しいなか、皆さんの熱心なご審議をいただき、結審することができました。

続いて、この後の審議日程について、事務局より説明してください。

宮本室長 この場で、引き続き第 522 回審議会を開催します。少し準備の都合がございますので、委員の皆さんは控室等でお待ちいただきますようお願いいたします。開始時間は改めてご案内します。

片山部会長 それでは、これをもちまして今年度の岡山県最低賃金専門部会での審議を終わります。
委員の皆さん大変御苦勞様でした。